破産手続廃止

平成２４年（フ）第１０８５号
千葉県習志野市大久保２―10―７　メゾンホワイト201号、開始決定時の住所千葉県習志野市実籾１丁目43番19号
破産者　稲田　幸輝
1　決定年月日　平成25年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０９９号
千葉市花見川区検見川町２丁目465番地14不二貴ビル３階
破産者　淺野　峰之
1　決定年月日　平成25年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１００号
千葉市花見川区検見川町２丁目465番地14不二貴ビル３階
破産者　淺野　治代
1　決定年月日　平成25年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１０１号
茨城県神栖市日川4473―12、住民票上の住所千葉市美浜区高洲２丁目７番２棟202号
破産者　淺野　典之
1　決定年月日　平成25年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９号
千葉県市川市南大野１丁目45番１―801号
破産者　齋藤　幸平
1　決定年月日　平成25年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４７号
奈良県大和高田市甘田町８番16号　エレガンスハイツ牧野101号、前住所奈良県大和高田市西三倉堂２丁目３番52―111号　シティライフ高田
破産者　植田ひとみ（旧姓高倉）
1　決定年月日　平成25年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１８５８号
札幌市白石区南郷通８丁目南１番５号
破産者　有限会社エムズビート
1　決定年月日　平成25年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４６８号
札幌市北区新川646番７
破産者　有限会社トレラー輸送
1　決定年月日　平成25年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８１０号
札幌市中央区南５条西９丁目1014番地１
破産者　株式会社大翔
1　決定年月日　平成25年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９８３号
千葉市中央区塩田町653番地
破産者　有限会社ビーアテイン
1　決定年月日　平成25年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９８６号
千葉市中央区塩田町653番地
破産者　高澤　益子
1　決定年月日　平成25年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６５号
千葉市緑区土気町1398番地の１
破産者　鳩川千鶴子
1　決定年月日　平成25年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２０２号
千葉県八千代市勝田台南３丁目14番６号
破産者　齊藤　芳稔
1　決定年月日　平成25年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３５７号
千葉県船橋市本町４丁目21番11号　ファーストシーパレス206号
破産者　谷岡　誠弥
1　決定年月日　平成25年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３８８号
千葉県市原市姉崎1826番地15
破産者　荒木　　貴
1　決定年月日　平成25年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３９８号
千葉県市原市加茂２丁目２番地14　ラブリーガーデン205号
破産者　森崎香菜里
1　決定年月日　平成25年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３１７号
千葉県佐倉市馬渡894番地
破産者　佐藤電業株式会社
1　決定年月日　平成25年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３９８号
千葉県富里市十倉559番地166
破産者　亡逸見榮相続財産
1　決定年月日　平成25年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第４３号
千葉県香取市佐原イ1716番地
破産者　円城寺商事株式会社
1　決定年月日　平成25年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２４年（フ）第４４号
千葉県香取市佐原イ1716番地
破産者　圓城寺達雄
1　決定年月日　平成25年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２５年（フ）第１４１号
川崎市宮前区有馬６丁目２番12―101号
破産者　株式会社丸正フレッシュ
1　決定年月日　平成25年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２２号
福井県丹生郡越前町江波第76号12番地
破産者　レイホク建設株式会社
1　決定年月日　平成25年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係